川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例の制 定について

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例 (川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部改正)

第1条 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例(昭和46年川崎市条例第 14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(川崎市小児医療費助成条例の一部改正)

第3条 川崎市小児医療費助成条例(平成7年川崎市条例第24号)の一部を 次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例第 7条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の在宅重度重複障害者等手 当の支給の制限について適用し、平成30年度分までの在宅重度重複障害者 等手当の支給の制限については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条 第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に受けた医療に係る医療費 の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、 なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の川崎市小児医療費助成条例第4条第1項の規定は、平成31年9月1日以後に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日以後に受けた小児(乳幼児等を除く。以下同じ。)の医療(入院に係るものに限る。)に係る医療費の助成について適用し、同年9月1日前に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日前に受けた小児の医療(入院に係るものに限る。)に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

参考資料

制定要旨

所得税法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。